



目次

高知県教育委員会規則	ページ
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	1

-----  
**教育委員会規則**  
 -----

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第8号**

**高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則**

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条中第23号を第24号とし、第9号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 退職手当管理機関に関する事（事務局及び教育機関の職員であった者で退職をしたもの（当該者の遺族等を含む。）に係るものに限る。）。

第10条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第11条第2号中「及び幼稚園」を「、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設」に改め、同条第4号中「及び幼稚園の設置及び廃止」を削り、同条第5号中「保育所及び」及び「の施設整備」を削り、同条第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第11号中「又は幼稚園」を「、幼稚園、認定こども園又は認可外保育施設」に改め、同条を同条第10号とする。

第23条第1項第7号を次のように改める。

- (7) 教職員の情報教育に関する研修及び指導に関する事。

第23条第1項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とし、同条第2項第6号及び第7号を次のように改める。

- (6) 保育施設職員の保育技術向上に関する資料の収集、整理及び提供に関する事。
- (7) 幼稚園教育及び特別支援教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関する事。

第23条第3項第3号を次のように改める。

- (3) 学校経営の調査研究及び支援に関する事。

第23条第3項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 教育課題の調査研究に関する事。

第23条第3項に次の2号を加える。

- (6) 教職員の教科教育等に関する専門的・技術的事項の調査研究及び指導に関する事。
- (7) 教職員の教科教育等に関する資料の収集、整理及び提供に関する事。

第38条第1項の表教育事務所の項中「所長 企画監」を「所長」に改める。

第39条第1項の表教育センターの項中「所長」を「所長 企画監」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。